

重要事項説明書と利用規約は以下をご確認ください。

重要事項説明書

本契約には当社の定める「Evolv 利用規約」が適用されますので、本書のほか当該利用規約の内容についてご確認・ご同意のうえ、お申込みください。

☐ 契約期間	契約開始日から、 解約の手続 において指定した解約を希望する月の末日までとなります。 ※継続必須期間満了後も解約手続がなされない限り本契約は継続いたします。 ※解約手続については、「Evolv 利用規約」をご参照ください。
☐ 休会	休会中は通常の月会費は発生しませんが、休会費として 3,300 円（税込）が毎月発生いたします。 休会は原則 1 か月間とし、申出時に休会および復会の手続きを同時に行うものとします。なお、1 か月を超える休会を希望される場合は、再度ご来店のうえ所定の手続きを行うことで、休会の延長が可能です。
☐ オプションについて	月会費とは別に、以下のオプション費用が毎月発生いたします。月会費と同様に毎月自動決済となります。 ・レンタルスーツ代：2,200 円（税込） ・運営管理費：770 円（税込）
☐ 契約プランの変更手続き	契約プランを変更する場合は 前月 15 日までに店頭 でご本人様の手続きが必要となります。15 日が定休日の場合は前営業日までとなります。 (1/15 の手続き→2 月以降の契約内容を変更可能)(1/16 の手続き→3 月以降の契約内容を変更可能)
☐ 月会費の支払い方法	月会費及びオプション費用は、ご指定のクレジットカードで毎月自動決済となり、 請求日付は前月 20 日 となります。 ((例)7 月分月会費のご請求は 6 月 20 日にご請求。) 請求名は"Evolv"または"エボルブ"となります。 口座引き落とし日やご請求状況の詳細は、ご利用のクレジットカード会社へご確認ください。
☐ EMS Suits	以下に定める事由によりレンタルスーツが損傷した場合、お客様ご自身でレンタルスーツ代(34,800 円)を弁償していただきます。 ・お客様の故意による損傷 ・お客様が体に合わないサイズのレンタルスーツを着用したことによる損傷 ・お客様がレンタルスーツを無理に伸ばしながら着用したことによる損傷 ・その他お客様の責めに帰すべき事由により生じた損傷 なお、お貸出し後のスーツに EMS 通電不良が起きた際にはスタッフが検証をいたします。 ※EMS Suits の特性上トレーニング中に通電が遮断される場合がございます。
☐ 営業時間(定休日:毎週金曜日)	平日 8:30~21:45 (21:45 完全退館) 土日祝 7:30~18:30 (18:30 完全退館)
☐ レッスン予約及びキャンセルについて	レッスンについては予約制となり、レッスンの ご予約はレッスン開始 15 分前まで、キャンセルはレッスン開始 60 分前まで となります。 チェックインはレッスン開始 5 分前まで にお願いいたします。レッスン開始 5 分前までにチェックインがなされない場合は無断キャンセルとみなし、理由の如何を問わず(電車遅延・天候・突然の体調不良等を含む)、レッスンをご受講いただけませんのでご了承ください。 無断キャンセルが発生した場合、レッスン 1 回分が消化された扱いとなります。 レッスンのキャンセルについては WEB サイト上で承っており、お電話では承っておりませんのでご了承ください。 同時に予約できる枠数は最大 4 枠です。 1 日に受講できる回数はプランにより異なります。(MF プラン：2 回まで、M15・M8・M4 プラン：1 回まで)
☐ 持ち物について	ジム内での安全と衛生を保つため、ピラティスレッスンの受講時にはピラティスソックスの着用を必須とさせていただきます。 ※ピラティスソックスをお忘れの場合は、受付にて有料で購入することも可能です。
☐ その他	健康診断等の 7 日前からの受講はお控えください。

2026 年 1 月 16 日改訂
株式会社 LAVA International
Evolv 事業部

Evolv 利用規約

株式会社 LAVA International(以下、「当社」といいます)は、本規約を定めます。

第1条（目的）

Evolv(以下、「本施設」といいます)は、会員(本規約第4条所定の手続きを経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです)が本施設の提供するフィットネスリラクゼーションを通じて、会員の美と健康の維持・増進を目的とします。

第2条（会員制）

1. 本施設は、会員制とします。会員には、会員資格が付与されます。
2. 会員による本施設の利用範囲、条件、および本施設運営システム(会員種別、提供サービスを含みます。以下同じです)については、別に定めます。
3. 会員が本施設を利用するときは、利用する施設に会員証を提示します。
4. 会員は会員資格を他に譲渡、共有、相続または貸与することができないものとします。
5. 本施設は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用します。

第3条（入会資格）

1. 本施設の入会資格は、次の項目を全て満たす方とします。
 - (1) 本規約及び諸規則を遵守できる方
 - (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
 - (3) 本施設の利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告できる方（次のいずれかの禁忌事項に該当する場合は本施設を利用することはできません）
 1. 心臓・循環器
心臓病（心筋梗塞、狭心症、洞不全症候群、頸動脈洞症候群）、菌血症
人工ペースメーカー、植え込み型除細動器を装着している方
冠動脈バイパス手術歴、動脈硬化症
高血圧（※薬を服用し、医師の定期検査を受けている場合は可）
 2. 皮膚疾患
神経皮膚炎、乾癬（症状の重症度に応じ医師のアドバイスが必要）
皮膚の傷口、湿疹、日焼けによる炎症
 3. 妊娠・産後
妊娠中または産後（普通分娩：4か月後／帝王切開：8か月後）
避妊リング装着後（治療後6～8週間）
 4. 金属類
金属インプラント（※電極付近外は可。電極付近は術後2年半以降かつ低刺激なら可）
電極付近にピアスをされている方（※ゴム製ピアスは可）
 5. 神経・内分泌系
てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、痙性脊髄麻痺
強い偏頭痛（症状の重症度に応じ医師のアドバイスが必要）
見当識障害、神経障害、甲状腺機能症
 6. 代謝・内科疾患
糖尿病（※薬を服用し、医師の定期検査を受けている場合は可）
胆石・腎臓結石（※医師の許可が必要）
腫瘍、がん症状
脳卒中、リンパ浮腫（※医師の許可が必要）
急性炎症、静脈瘤（※医師の許可が必要）
発熱、体腔内の腔水症（胸水症、腹水症）
 7. 出血・血液疾患
血流疾患、内出血、外出血、血友病、血栓症、塞栓症
 8. 外科・整形外科関連
整形外科疾患、リウマチ性疾患（※医師の許可が必要）
痛風（※医師の許可が必要）、骨粗鬆症、骨折
進行性筋ジストロフィー、腱障害（※医師の許可が必要）
脊柱椎間板疾患、椎間板ヘルニア

疾病・疾患の種類に関わらず術後 6 か月以内の方、または医師から運動制限を受けている方

9. その他

飲酒・薬物（医薬品含む）による影響
電気への不安感

- (4) 他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- (5) 刺青（タトゥー含む）などをしていない方。ただし別途当社が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当しない方
- (7) その他、施設ごとに定められた審査のうえ適切と認めた方

2. 会員は、本施設に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当、不合理な要求行為
- (3) 本施設内での営業、宣伝、勧誘活動や販売行為
- (4) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本施設の信用を既存し、または本施設の業務を妨害する行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

第 4 条（入会手続）

- 1. 本施設に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本施設による審査を受けたうえ、本施設が承諾したときに本施設との契約が成立し、本施設の会員となります。なお、入会は満 16 歳以上の方に限ります。
- 2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本施設が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- 3. 未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
- 4. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第 5 条（届出内容変更手続）

- 1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本施設に届け出た内容が正確であることを保証します。当社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本施設に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3. 本施設より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本施設からの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本施設からの通知が会員に到達したものとします。

第 6 条（個人情報保護）

本施設は、本施設の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://lava-intl.co.jp/privacy/>) にしたがって管理します。

第 7 条（諸費用）

- 1. 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。
- 2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本施設が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
- 3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本施設が認める理由がある場合を除き、返還しません。
- 4. 諸費用の金額および内容を当社の判断で決定または変更できるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての会員に適用されるものとします。ただし当社が別途定める場合はこの限りではありません。

第 8 条（諸規則の遵守）

会員は、本施設の利用にあたり、本会則その他本施設の定める諸規則を遵守し、本施設の施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第 9 条（禁止事項）

会員は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。会員に当該行為があるときは、当社は会員に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退去等を求めることができます。

- (1) 入会申込書の記載内容等本施設に虚偽の申告をすること
- (2) 酒気を帯びて本施設を利用すること

- (3) 施設内での喫煙(電子タバコを含む)をすること
- (4) 許可なく施設内を撮影、または録音すること
- (5) 他の会員の本施設の利用を妨げる行為
- (6) 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為
- (7) 刃物など危険物の施設内への持ち込み
- (8) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- (9) 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み
- (10) 動物の施設内への持ち込み
- (11) 本施設の秩序を乱す行為
- (12) その他、法令または公序良俗に反する行為、当社が会員としてふさわしくないと認める行為

第 10 条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

1. 本施設は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本施設から本施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第 7 条第 1 項に定める諸費用を支払います。
 - (1) 第 3 条に定める入会資格を充足しないことが判明した場合
 - (2) 第 9 条に定める禁止事項を行った場合
 - (3) 諸費用の支払いを怠った場合
 - (4) 会員本人が死亡した場合
 - (5) その他、会員としての品位を損なうと当社が認められる行為があった場合

第 11 条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責を負いません。
3. 会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は本施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

第 12 条（会員の損害賠償責任）

会員が本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本施設または他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 13 条（予約制）

1. 本施設の利用は、一部の店舗を除き原則予約制とします。
2. 会員種別毎の予約可能数等、利用条件及び特典については、別に定めます。

第 14 条（施設の休業および閉鎖）

本施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに施設内に掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第 15 条（休会）

1. 会員は、別途当社の定める事由に該当する場合、休会の手続きをとることができます。
2. 休会期間中は、当社の定めに従い、諸費用の全部または一部の支払いが免除されるものとします。また、会費の支払いに変えて休会費が発生することがあります。

第 16 条（解約）

1. 会員は、解約を希望する場合、当社所定の解約手続（以下「解約手続」といいます）をとるものとします。
2. 解約手続は、解約を希望する月の前月 15 日(15 日が休業日と重なる場合は、その前営業日)までに登録店舗にて会員本人が書面により行うものとします。
3. 会員は、本施設の利用の有無にかかわらず解約日までの諸費用を支払う必要があるものとします。
4. 解約後、再度入会する場合は、当社が定める入会金をお支払いいただきます。

第 17 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当社が定めるものとします。

第 18 条（規約の改定）

本規約の改定及び変更は当社により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当社が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示にて会員に告知するものとします。

第 19 条（附則）

本規約は 2026 年 1 月 16 日より施行します。